# 自転車指導啓発重点路線(境警察署)

令和6年4月

昨年発生した境町地内で発生した自転車事故のうち5割が重点路線で発生!



## ☆長井戸交差点 ~住吉町交差点☆

### ➤ 選定理由

- ・昨年境町地内で発生した自転車事故のうち、半数が 県道結城野田線で発生しています。
- ・これまで警察が行ってきた活動の中で、<u>歩道通行や</u> 道路右側を通行する自転車、携帯電話等を使用しなが らの走行、自転車同士で並んで走る時自転車 が見られ ることや、交通事故が多く発生していることなどから、 指導啓発重点路線として設定しました。
- ▶ 重点路線付近には商業施設や学校があり、学生や、地域 住民の方の自転車利用が多い地域です。
- ▶ 事故は午後4時以降に発生する傾向があります。夕暮れ 以降は、自分の存在を車・自転車利用者・歩行者に知らせ、 交通事故を減少させるためにも、早目にライトを点灯させ たり、反射材を身につけるなど事故にあわない工夫をしま しょう。

## ★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう!★

1 自転車は車道が原則、歩道は例外!

自転車は道路交通法上、軽車両に分類され、車と同等の法律が適用されます。歩道と車両の区別があるところは車道通行が原則です。<u>児童や幼児(13歳未満の子供)、70歳以上の高齢者、</u>車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保されているためやむを得ないと認められる時などは、歩道を通行することができますが、歩道は歩行者優先です。<u>車道寄りをすぐに止まれるスピード</u>で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は絶対にしない!

携帯電話等を使用しながらの運転は法律で禁止されています。片手を離した状態で運転するとハンドル操作が不安定になります。その結果危険を回避する行為がすぐにとれないことにつながり大変危険です。

ながら運転は重大な交通事故につながる危険な行為!絶対にやめましょう!

3 早めのライト点灯、反射材の装着! 反射材を身につけることで、相手から気がついてもらいやすくなります。自分の身を守るためにもライトや反射材を積極的に活用しましょう。



#### ~ヘルメット着用について~

令和5年4月からヘルメット着用が努力義務化されました。過去10年間の茨城県内発生の自転車乗車中死者の損傷部位構成率をみると、自転車事故死者の6割は頭部が致命傷です。自分の命を守るために

ヘルメットを着用することが大切です。



#### <u>自転車安全利用五則</u>プラス<u>反射材</u>

1、車道が原則左側を通行、歩道は例外歩行者を優先 2、交差点では信号と一時停止を守り安全確認 3、夜間はライトを点灯 4、飲酒運転は禁止 5、ヘルメットを着用